

# 報 告 事 項

大阪府立高等学校任期付校長選考手続の調査について

平成21年12月21日

平成 21 年 12 月 21 日

## 大阪府立高等学校任期付校長選考手続の調査について

### 1 調査目的

平成 22 年度大阪府立高等学校任期付校長の選考手続に問題がないか、事実関係を明らかにし検証する。

### 2 調査体制

- ・ 調査チームの総括…教育次長
- ・ 選考手続及び選考委員に関すること…教育総務企画課人事グループ
- ・ 中原氏に関すること…教職員室教職員人事課府立学校人事グループ

### 3 調査結果

#### (1) 事実経過

##### ① 選考日程

- ・ 公 募 6 月 10 日～7 月 9 日
- ・ 一次選考判定会議 7 月 22 日
- ・ 一次選考結果通知 7 月 23 日
- ・ 二次選考 8 月 5 日
- ・ 二次選考判定会議 8 月 5 日
- ・ 二次選考結果通知 8 月 26 日

##### ② 教育委員会における事実経過

- ・ 6 月 5 日、民間等からの任期付校長の公募と校長選考制度の改革について、特別秘書同席のもと教育委員会から知事にレクチャー。〔別添 1：知事レク資料 P7〕
- ・ 特別秘書から教育総務企画課長に対し、任期付校長への応募方法と弁護士との兼業の可否について問い合わせがあり、その際、知事の知り合いが応募するかもしれないとの話があった。
- ・ 教育総務企画課長は、担当課長である教職員人事課長に「特別秘書からの問い合わせ」として、応募方法と兼業の可否を確認するとともに、特別秘書から問い合わせがあったことと知事の知り合いが応募するかもしれないことを教育長へ報告した。
- ・ 6 月 10 日、教育総務企画課長から特別秘書へ募集要項が掲載されたホームページアドレスの紹介と兼業はできない旨を回答。〔別添 2：募集要項 P9〕
- ・ 8 月末から 9 月初旬にかけて、教育長は教職員人事課に受験者への二次選考結果通知が終了したかを確認し、その後、知事へ任期付校長（小・中・高）の選考結果を報告したが、特別秘書にも別件の知事レクチャーの待ち時間に中原氏に決定した趣旨（優秀であった）の会話をした。

### ③ 中原氏からの聞き取り

- ・平成 20 年 5 月頃、中原氏は橋下知事、特別秘書らと会食。中原氏があさひ学園（一時滞米者の子女等が日本の生活環境に順応できるよう、土曜日にもみ日本の学校教育を行う補習授業校）の理事長を務めており、教育に関心があることから、民間人校長の話題があった。
- ・平成 21 年 6 月初旬、特別秘書から「民間人校長の公募が行われそう」と連絡があり、その際、「校長と弁護士は兼業できるか」と質問した。この質問についての中原氏の認識は、「弁護士との兼業について疑問を感じたもので、教育委員会へ問い合わせた欲しいと依頼したつもりはなかった」というもの。
- ・6 月 10 日午後、特別秘書からホームページアドレスの紹介と弁護士との兼業はできない旨の回答がある。
- ・選考に応募する前、知事から「校長選考は教育委員会の権限で実施される。私とは別に自分でやってください。会ったりするのもよくない」と連絡があり、以後、現在に至るまで知事との接触はない。

#### 【主な事実経過】

選考日程	事実経過
H20 年	中原氏が知事等と会食 H20.5 頃
H21 年	教育委員会が校長選考について知事レクチャー 6/5
	特別秘書が中原氏へ「公募が行われそう」と連絡
	特別秘書から教育総務企画課長へ応募方法等の問い合わせ
公募 6/10～7/9	教育総務企画課長から特別秘書へホームページアドレス等を回答 6/10
	特別秘書から中原氏へホームページアドレス等を回答 6/10
	知事から中原氏に接触しない趣旨の連絡（応募前）
一次選考判定会議 7/22	
一次選考結果通知 7/23	
二次選考 8/5	
二次選考判定会議 8/5	
二次選考結果通知 8/26	
	教育長が特別秘書と中原氏に決定した趣旨の会話 8 月末～9 月初旬

#### (2) 選考委員への事情聴取

選考委員への聴取結果は別紙のとおり（P5）。

## 4 検証結果

### (1) 選考への影響について

選考は、一次選考が6名で採点した上で7名で判定が行われ、二次選考は採点、判定とも10名で行われた。このうち、採点の際に中原氏が知事と知り合いであると認識していた者は、一次選考で1名、二次選考で2名である。

採点結果について、一次選考では、知り合いであると認識していた者と同じ評価が1名、それより低い評価が4名であった。二次選考では、知り合いであると認識していた者2名が同じ評価で、認識していなかった者のうち5名が認識していた者と同じ評価、3名が異なる評価で1名がそれより高く2名がそれより低かった。

また、知り合いであると認識していた者が採点に加わらなかったとした場合、一次選考、二次選考ともに中原氏の評価順位に変動はない。

この採点結果の検証及び選考委員の事情聴取から、選考に影響があったとは認められない。

### (2) 中原氏への情報提供について

中原氏へ情報提供された内容は、特別秘書が公募前に「公募が行われそう」と連絡したものと、6月10日に行った募集要項が掲載されたホームページアドレスの紹介と兼業禁止の回答である。

まず、公募前の中原氏への連絡は、一般からも問い合わせがあれば応じるもので、応募方法等の具体的内容が伴ったものではない。

次に、中原氏への募集要項の紹介等であるが、提供された時期が、募集要項が一般に公開された6月10日であり、また、兼業禁止を回答したことについても一般からも問い合わせがあれば応じるものである。

これらの情報提供により中原氏が有利になったとは考えられない。

### (3) 校長選考制度の改革について

大阪府教育委員会では、平成21年1月に策定した『大阪の教育力』向上プランにおいて、校長選考制度の改革を行うこととしている。

これを踏まえ、昨年度初めて中学校で実施した校長の任期付任用制度を小学校や府立学校にも広げ、教諭や行政職等から校長に任用するための選考制度を新たに創設するとともに、一般選考の年齢等の受験資格を緩和した。

この改革は、年齢構成の不均衡による管理職候補者の減少等に対応し、幅広い分野から優れた人材を募集することを目的とするものであり、本件とは関連がない。〔別添3：校長選考制度の改革について P13〕

## 5 選考結果について（まとめ）

選考手続を検証した結果、選考は公正に行われており、特別秘書からの情報提供により中原氏が他の応募者と比べて有利になったとは認められず、選考結果を見直さなければならないような瑕疵はない。

選考委員への聴取結果

※一次は一次選考の委員、二次は二次選考の委員。

聴取項目	1(二次※)	2(一次・二次)	3(一次・二次)	4(一次・二次)	5(一次・二次)	6(一次・二次)	7(二次)	8(一次・二次)	9(二次)	10(一次・二次)
選考の際、中原氏が知事の友人であると知っていたか。	知らなかった。	7月22日(選考時)に経歴を見て、特別秘書から問い合わせがあった人物と分かった。	知らなかった。	知らなかった。	知らなかった。	知らなかった。	知らなかった。	知らなかった。	知らなかった。	7月10日(応募締切翌日)に書類を見て、6月に教育総務企画課長を通じて特別秘書から問い合わせがあった人物と想像し得た。
選考の際、知事の友人という話は出なかったか。	出なかった。	選考委員に予断を与えてはならず、自分からも他からも出なかった。	出なかった。	出なかった。	出なかった。	出なかった。	出なかった。	出なかった。	出なかった。	担当課長として、選考に関係のない情報を提供することはありえず、他からも出なかった。
いつ、中原氏が知事の友人と知ったか。	11月頃、知事と会食した際、中原氏が友人であることを聞いた。	7月22日(選考時)。	8月26日の二次選考結果通知後、教育長から知事の知り合いと思われると聞いた。	8月26日の二次選考結果通知後、教育長から知事の知り合いと思われると聞いた。	12月16日の夕刊。	中原氏の経歴から、知事と年齢が近く同じ大学だが学部が違いため、接点があるとは思わなかった。知事の友人と知ったのは、12月16日の教育委員と懇談後の知事囲み取材での発言。	12月16日の夕刊。	12月16日の教育委員と懇談後の知事囲み取材での発言。	12月16日の教育委員と懇談後の知事囲み取材での発言。	7月10日(応募締切翌日)。
中原氏の印象はどうだったか。	国際感覚があり、教育に対する情熱を持った優れた人材。	頭脳明晰でシャープな感覚を持ち、教育への強い想いが伝わる。	バイタリティに溢れ、若いにもかかわらず人間が大きく温和。若いことによる教員との軋轢を心配。	積極的で快活。アメリカでの経験を踏まえ今までのないタイプの校長にと期待。	強いリーダーシップと行動力を持ち、論理が明快。	教育に対する強い想いを持ち、海外で活躍できる国際的な人材を育成できる。	若さゆえの積極性、パワフルさを感じ、聡明な印象。若いため、教員集団をまとめていけるか心配。	情熱に溢れ、論旨がはっきりしており好印象。	国際感覚に優れ、理路整然と話し、自分の考えをきっちり伝えられる。	人物的に優れ、アメリカ等で様々な経験を積み、生徒にとって刺激となる生きた教材。
公正な選考であったと思うか。	選考の際には知事との関係を知らず、予断が入り込む余地がなく公正に選考した。	他事考慮は一切なく、全体を通じて公正な選考である。	知事の友人が応募していることは知らず、客観的に選考を行った。	中原氏が知事の知人であるとは知らず、また、採点基準以外の要素は考慮しておらず、公正に選考を行った。	面接等により公正に選考を行っており、他の要素は関係ない。また、中原氏が知事の友人であることは全く知らなかった。	あらゆる選考において情実を排除しており、そもそも中原氏が知事の友人であることは知らず配慮などありえない。	知事の友人であるとは知らなかったが、誰の知己であるかと関係なく、公正に行われた選考である。	選考は公正に行われなければならない。この選考も当然公正に行われている。また、中原氏が知事の友人であることは12月16日まで知らなかった。	府立学校の校長として優れた人材を得たいという観点で選考を行った。中原氏が知事の友人であることは知らなかったが、そのようなことは選考には関係ない。	情報提供の内容は、ホームページのアドレスと兼職禁止の回答のみであり、他の受験者も知り得るもの。担当課長として、厳正に選考を行う責任があり、特定の受験者への配慮は一切なく公正である。

# 校長選考制度

教育委員会

	選考対象 (下線は変更箇所)	変更点	予定人数	当面のスケジュール 平成21年			
				4月	5月	6月	7月
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村教委教育長推薦</li> <li>○教頭・指導主事等</li> <li>○<u>35歳以上57歳以下</u></li> </ul>	旧)40歳以上	未定 (昨年度の合格者) 208名				●選考要領通知 (→市町村教委) <b>6月中旬</b>
府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府立学校長、所属長推薦</li> <li>○教頭・指導主事等</li> <li>○<u>35歳以上57歳以下</u></li> </ul>	旧)教頭経験 3年以上 旧)57歳以下	未定 (昨年度の合格者) 36名				●選考要領通知 (→校長、所属長) <b>6月下旬</b>
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般公募</li> <li>○民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者</li> <li>○<u>35歳以上62歳以下</u></li> </ul>	旧)40歳以上 「教育機関」を追加	守口市 (小学校…1名) 門真市 (中学校…1名) 府立高校 (第4学区…1名)	●意向調査 (小中学校のみ)			●1次選考 (書類選考)  ●募集要項発表 <b>6/10</b>  ●募集締切 <b>7/9</b>
府立学校							
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村教委教育長推薦</li> <li>○教職員(教育に関する職10年以上)</li> <li>○首席・指導教諭(2年以上)</li> <li>○大阪府又は市町村の行政職員(教育に関する職10年以上)</li> <li>○<u>35歳以上57歳以下</u></li> </ul>	/	1名				●選考要領通知 (→市町村教委) <b>6月中旬</b>
府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府立学校長、所属長推薦</li> <li>○教職員(教育に関する職10年以上)</li> <li>○首席・指導教諭(2年以上)</li> <li>○大阪府の行政職員(教育に関する職10年以上)</li> <li>○<u>35歳以上57歳以下</u></li> </ul>	/	1名				●選考要領通知 (→校長、所属長) <b>6月下旬</b>
府立学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公募</li> <li>○府立学校長、所属長推薦</li> <li>○<u>54歳以下</u>で、現に大阪府立学校の教頭の職にある者又は大阪府教育委員会事務局等の指導主事等の職にある者(経験年数は問わない)</li> </ul>	旧)56歳以下	2名				

[別添1]

## 大阪府教育委員会

大阪府教育委員会は、府立高等学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、国際感覚、組織運営の手腕など、優れたリーダーシップと熱意・情熱を持ち、学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

## 1 求める人物像

- (1) 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- (2) 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- (3) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- (4) 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- (5) これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者

2 配置予定の学校 普通科を設置する府立高等学校（第4学区）

3 採用予定人数 1名

## 4 採用形態

一般職の任期付職員の大阪府公立学校長として採用

（ただし、研修期間中は大阪府教育委員会事務局の非常勤職員として採用）

5 採用期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日  
（研修期間：原則として平成22年1月1日～平成22年3月31日）

## 6 応募資格

次の各号に掲げる項目に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- (2) 昭和22年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
- (3) 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- (4) 教育に関する見識と情熱を有する者
- (5) 原則として平成22年1月1日から勤務（研修）が可能な者

## 7 選考方法

- ◇ 一次選考（書類選考）
- ◇ 二次選考（集団討論・面接）

※一次選考合格者に対し、二次選考を行い、最終合格者を決定します。  
なお、選考の結果、合格者のない場合があります。

二次選考日・・・平成21年8月上旬

（一次選考合格者に、面接場所及び時間等の詳細は別途通知します。）

## 8 受付期間

平成21年6月10日（水）～平成21年7月9日（木）

同時に公募する大阪府公立小中学校任期付校長採用選考への重複申込みはできません。  
重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

## 9 応募方法

簡易書留による郵送に限ります。（平成21年7月9日（木）消印有効）

## 10 応募先

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

## 11 提出書類

- (1) 受験申込書(別紙1・2)
- (2) 「校長としての抱負」を2,000字程度で記したもの。  
※用紙は、A4判(日本工業規格)で、縦書き・横書きは問いません。  
ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。
- (3) 返信用封筒1通(長型3号封筒に80円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。)
- (4) 提出された書類は、返却しません。

※提出書類等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。

## 12 給与等

給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年収は、通年で勤務した場合(4月～3月分)、現在の試算では、満55歳で約930万円(扶養・住居・通勤手当等は含みません。また、給料は、経歴等により異なります。)となります。(平成21年6月現在の試算です。今後、人事委員会勧告等を踏まえ、改正される場合があります。)

なお、研修期間中は報酬として、月額354,000円を支給します。(別途交通費として、月額6,000円を限度として支給します。)

### 問い合わせ先

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ  
〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目【電話 06(6941)0351 内線 3450】

### 【参考】

#### ○ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### ○ 学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当するものは、校長又は教員になることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者



(別紙1)

# 平成22年度 大阪府立高等学校任期付校長採用選考受験申込書

受験番号 ※

(※欄には何も記入しないでください)

ふりがな 氏名		性別	(写真)  概ね3ヶ月以内の 写真 (5cm×4cm) 写真の裏面に 氏名を記入
生年月日 年 月 日 (満 歳)			
現住所 〒  (電 話 ) (携帯電話 )			
上記以外の日中の連絡先  (電 話 )			
学 歴 (大学以上の学歴については、学部・学科及び修学区分まで記入してください)			
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
職 歴 (企業名、行政機関名、研究・教育機関名等及び役職名等)			
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
年 月～	年 月		
資格・免許等(取得年も併せて記載してください)			

(注) ・黒のインクまたはボールペンで記入してください。  
・欄が足りない場合は、別紙(様式は任意)に記入し、添付してください。  
・「年齢」は、平成22年3月31日現在の満年齢を記入してください。



平成 21 年 6 月 10 日 10 時提供

## 教職員人事課

参事 梅田 和子 (府立学校)  
 内線 3450 直通 06-6944-6896  
 参事 内藤 久仁子 (小中学校)  
 内線 3496 直通 06-6944-6894

## 民間等からの任期付校長の公募と校長選考制度の改革について

大阪府教育委員会では、平成 21 年 1 月に策定した『大阪の教育力』向上プランにおいて、校長選考制度の改革を行うこととしています。

このことを踏まえ、昨年度、初めて中学校で公募した校長の任期付任用制度を小学校や府立学校にも広げ、6 月 10 日 (水) から公募します。

また、教諭や行政職等から校長に任用するための選考制度を新たに創設するとともに、一般選考の受験資格を緩和します。

つきましては、下記及び別添のとおり資料提供いたします。

## 記

## 1 民間等からの任期付校長の公募について

○公募期間 6 月 10 日 (水) ~ 7 月 9 日 (木)

○採用する職と配置予定の学校

- ・ 公立小学校長 (守口市)
- ・ 公立中学校長 (門真市)
- ・ 府立高等学校長 (第 4 学区)

○採用予定人数 各 1 名 計 3 名

○採用形態 一般職の任期付職員

○採用期間 平成 22 年 4 月 1 日から 3 年間

## 2 校長選考制度の改革について

## (1) 校長受験資格の緩和について

○小中学校では受験資格を 40 歳以上から 35 歳以上に引き下げます。

○府立学校においては、受験資格を 35 歳以上とするとともに、教頭 1 年目から校長選考の受験を可能とします。

## (2) 教諭・行政職等からの校長選考制度の新設について

大阪府内の公立学校の教職員や大阪府または各市町村職員のうち、「教育に関する職」に 10 年以上勤務する者を対象として選考を行い、校長に任用する制度を新設します。

- 【提供資料】
- 資料 1 平成 22 年度大阪府公立小中学校任期付校長募集要項
  - 資料 2 平成 22 年度大阪府立高等学校任期付校長募集要項
  - 資料 3 校長選考制度改革の概要

## 大阪府教育委員会

大阪府教育委員会では、府内（政令市を除く）の公立小中学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力を活かした学校運営や学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

## 1 求める人物像

- (1) 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- (2) 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- (3) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- (4) 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- (5) これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者
- (6) 特に、配置予定の市が求める人物像

守口市 … 特色ある学校づくりのための明確なビジョンを示し、人の和を大切にして教育を進めるため、優れた組織マネジメント力と情報発信力を有する者。

門真市 … 学校教職員と地域人材を組織的にマネジメントする力や、そのための渉外能力に長け、柔軟な発想と斬新な企画による学校づくりを推進していく者。

- 2 配置予定の学校 ・守口市内の公立小学校  
・門真市内の公立中学校

- 3 採用予定人数 各1名 計2名

## 4 採用形態

一般職の任期付職員の大阪府公立小中学校長として採用

（ただし、研修期間中は大阪府教育委員会事務局の非常勤職員として採用）

- 5 採用期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日  
（研修期間：原則として平成22年1月1日～平成22年3月31日）

## 6 応募資格

次の各号に掲げる項目に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- (2) 昭和22年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
- (3) 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- (4) 小中学校教育に関する見識と情熱を有する者
- (5) 原則として平成22年1月1日から勤務（研修）が可能な者

## 7 選考方法

◇ 一次選考（書類選考）

◇ 二次選考（集団討論・面接）

※ 一次選考合格者に対し、二次選考を行い、最終合格者を決定します。

なお、選考の結果、合格者のない場合があります。

二次選考日・・・平成21年8月上旬

（一次選考合格者に、面接場所及び時間等の詳細は別途通知します。）

8 受付期間

平成21年6月10日(水)～平成21年7月9日(木)

受験の申込みは守口市・門真市のいずれか1市のみとします。また、同時に公募する平成22年度大阪府立高等学校任期付校長採用選考への重複申込みもできません。重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

9 応募方法

簡易書留による郵送に限ります。(平成21年7月9日(木)消印有効)

10 応募先

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目  
大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ

11 提出書類

- (1) 受験申込書(別紙1・2)
- (2) 守口市に応募する場合は「公立小学校長としての抱負」を、門真市に応募する場合は「公立中学校長としての抱負」を2,000字程度で記したもの。  
※ 用紙は、A4判(日本工業規格)で、縦書き・横書きは問いません。  
ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。
- (3) 返信用封筒1通(長型3号封筒に80円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。)
- (4) 提出された書類は、返却しません。

※提出書類等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。

12 給与等

給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年取は、通年で勤務した場合(4月～3月分)、現在の試算では、満55歳で約880万円(扶養・住居・通勤手当等は含みません。また、給料は、経歴等により異なります。)となります。(平成21年6月現在の試算です。今後、人事委員会勧告等を踏まえ、改正される場合があります。)

なお、研修期間中は報酬として、月額345,000円を支給します。  
(別途交通費として、月額15,000円を限度として支給します。)

問い合わせ先

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 小中学校人事グループ  
〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目【電話06(6941)0351 内線3446】

【参考】

○ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当するものは、校長又は教員になることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者。
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者。

## 大阪府教育委員会

大阪府教育委員会は、府立高等学校において魅力ある学校づくりをすすめるため、民間企業等での豊かな経験を持ち、柔軟な発想や企画力、国際感覚、組織運営の手腕など、優れたリーダーシップと熱意・情熱を持ち、学校の課題を解決できる優れた人材を幅広く募集し、選考を実施します。

## 1 求める人物像

- (1) 学校の教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮できる者
- (2) 民間企業等で培われた柔軟な発想、企画力を有する者
- (3) 社会の動向に対する洞察力と先見性を有する者
- (4) 組織マネジメントによる学校組織の活性化を推進できる者
- (5) これまで培ってきた人的ネットワークや渉外能力を活用し、地域との連携のもと、開かれた学校づくりを推進できる実行力を有する者

2 配置予定の学校 普通科を設置する府立高等学校（第4学区）

3 採用予定人数 1名

## 4 採用形態

一般職の任期付職員の大阪府公立学校長として採用  
(ただし、研修期間中は大阪府教育委員会事務局の非常勤職員として採用)

5 採用期間 平成22年4月1日～平成25年3月31日  
(研修期間：原則として平成22年1月1日～平成22年3月31日)

## 6 応募資格

次の各号に掲げる項目に該当する者

- (1) 日本国籍を有し、地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- (2) 昭和22年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
- (3) 民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等以上の経験を有する者
- (4) 教育に関する見識と情熱を有する者
- (5) 原則として平成22年1月1日から勤務（研修）が可能な者

## 7 選考方法

◇ 一次選考（書類選考）

◇ 二次選考（集団討論・面接）

※一次選考合格者に対し、二次選考を行い、最終合格者を決定します。

なお、選考の結果、合格者のない場合があります。

二次選考日・・・平成21年8月上旬

(一次選考合格者に、面接場所及び時間等の詳細は別途通知します。)

## 8 受付期間

平成21年6月10日（水）～平成21年7月9日（木）

同時に公募する大阪府公立小中学校任期付校長採用選考への重複申込みはできません。  
重複して申込みが行われた場合は、全ての申込みを無効とします。

## 9 応募方法

簡易書留による郵送に限ります。(平成21年7月9日（木）消印有効)

10 応募先

〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目  
大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ

11 提出書類

- (1) 受験申込書(別紙1・2)
- (2) 「校長としての抱負」を2,000字程度で記したもの。  
※用紙は、A4判(日本工業規格)で、縦書き・横書きは問いません。  
ワープロ・自筆の別、行内文字数・1頁の行数は問いません。
- (3) 返信用封筒1通(長型3号封筒に80円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記入してください。)
- (4) 提出された書類は、返却しません。

※提出書類等に記入された情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理し、選考以外の目的に使用することはありません。

12 給与等

給料及び諸手当等については、大阪府の「職員の給与に関する条例」他関係諸規定に基づき支給します。

※ 給与年収は、通年で勤務した場合(4月～3月分)、現在の試算では、満55歳で約930万円(扶養・住居・通勤手当等は含みません。また、給料は、経歴等により異なります。)となります。(平成21年6月現在の試算です。今後、人事委員会勧告等を踏まえ、改正される場合があります。)

なお、研修期間中は報酬として、月額354,000円を支給します。(別途交通費として、月額6,000円を限度として支給します。)

問い合わせ先

大阪府教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課 府立学校人事グループ  
〒540-8571 大阪府中央区大手前2丁目【電話 06(6941)0351 内線 3450】

【参考】

○ 地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
3. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
4. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ 学校教育法第9条(校長・教員の欠格条項)

次の各号のいずれかに該当するものは、校長又は教員になることができない。

1. 成年被後見人又は被保佐人
2. 禁錮以上の刑に処せられた者
3. 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
4. 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者。
5. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又これに加入した者。

		選考対象(下線は変更箇所)	変更点	スケジュール等
任期付校長選考	小中学校	○一般公募 ○民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者 ○ <u>35歳以上62歳以下</u>	「教育機関」を追加  (旧) 40歳以上	6月10日 募集開始 7月 9日 募集締切 7月 一次選考(書類) 8月 二次選考(面接) 9月 結果通知
	新府立学校	○一般公募 ○民間企業や行政機関、研究・教育機関等において、管理職の経験を有する者又はそれと同等の経験を有する者 ○ <u>35歳以上62歳以下</u>		6月10日 募集開始 7月 9日 募集締切 7月 一次選考(書類) 8月 二次選考(面接) 9月 結果通知

		選考対象(下線は変更箇所)	変更点	スケジュール等
一般選考	小中学校	○教頭・指導主事等 ○ <u>35歳以上57歳以下</u> ○市町村教委教育長推薦	(旧) 40歳以上	8月 推薦 (市町村教委→府教委) 9月 一次選考(筆答) 12月 二次選考(面接) 1月 結果通知
	府立学校	○教頭・指導主事等 ○ <u>35歳以上57歳以下</u> ○府立学校長、所属長推薦	(旧) 教頭経験3年以上 (旧) 57歳以下	8月 推薦 (府立学校長・所属長→府教委) 9月 一次選考(筆答) 11月 二次選考(面接) 3月 結果通知
新 教諭 行政職等校長特別選考	小中学校	○市町村教委教育長が推薦する者で年齢が35歳以上57歳以下の者 ○次のいずれかに該当する者 ア. 公立小中学校に勤務する教職員で教育に関する職に10年以上ある者 イ. 公立小中学校において首席・指導教諭等の職に2年以上ある者 ウ. 大阪府職員又は市町村職員で教育に関する職に10年以上ある者(現に管理職にある者は5年以上)		8月 推薦 (市町村教委→府教委) 9月 一次選考(筆答) 10月 二次選考(面接) 11月 結果通知
	府立学校	○府立学校長又は所属長が推薦する者で年齢が35歳以上57歳以下の者 ○次のいずれかに該当する者 ア. 府立学校に勤務する教職員で教育に関する職に10年以上ある者(現に管理職にある者は5年以上) イ. 府立学校において首席・指導教諭等の職に2年以上ある者 ウ. 大阪府職員で教育に関する職に10年以上ある者(現に管理職にある者は5年以上)		8月 推薦 (府立学校長・所属長→府教委) 9月 一次選考(筆答) 11月 二次選考(面接) 11月 結果通知



河崎特別秘書に対する事実経過の確認について

- 1 とき 平成21年12月18日(金)  
18:30~19:30
- 2 ところ 秘書課内応接室 (小河副知事室内)
- 3 出席者 河崎特別秘書  
津組政策企画部次長 (聴き取り・記録作成)  
上田秘書長 (同席)

## 任期付校長選考に係る事実経過（報告）

今回の任期付校長選考（高校）の実施に関し、河崎特別秘書に確認した内容は以下のとおりです。

### 1 中原氏と河崎特別秘書との関係

中原氏は、知事の大学時代からの友人。知事就任の数ヵ月後、アメリカから帰国した際に、知事を交えて、中原氏と会食した。その際、中原氏は中高一貫校や小中一貫校のあり方など教育問題に強い関心を持っていた。

その時、民間人校長が話題になったので、もし実施されることになれば伝えると言い、中原氏と連絡先を交換した。

### 2 本選考に関しての、河崎特別秘書と教育委員会・中原氏とのやりとりの経過と内容

#### （1回目の連絡）

6月10日の公募開始前に教育委員会から知事レクがあったため、公募の内容について、教育委員会事務局の藤井課長あて、メールで問い合わせた。

中原氏に対しては、「公募の手続きが始まると思うので、URLをメールする」と連絡した。

そのメールの返信で、中原氏から「校長になっても、弁護士事務所に籍を置くことができるか」等の問い合わせがあった。

#### （2回目の連絡）

上記の返信があったため、6月10日の公募開始前に2回目のメールで、「アメリカで弁護士をしている人が日本に来て校長になった場合、土日にかする（兼業）ことは可能か。」等の問い合わせを藤井課長に行った。その際に、知事の友人と言ったかどうかは明確には覚えていないが、そのような内容は伝えるべきではないとの思いがあった。

問い合わせに対し、藤井課長からURLと兼業はできない旨の回答があり、その内容を6月10日に中原氏へ連絡した。

#### （選考結果の連絡）

時期についての記憶は定かではないが、今から少なくとも1ヶ月以上前に、「合格した」とかいう表現でなく、「頭抜けた成績」とかいう表現で聞いた。

中原氏の問い合わせに関する連絡は、直接、藤井課長としかしていなかったが、「頭抜けた成績」との発言は、教育長が一緒の時に教育長から聞いたかもしれない。

なお、聞いた内容については、中原氏に伝えていない。 以上